

鳥栖市公共防犯カメラ設置業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務等概要

(1) 目的

本プロポーザルは、鳥栖市公共防犯カメラ設置業務を委託するに当たり、提案を広く募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

(2) 業務等名

鳥栖市公共防犯カメラ設置業務

(3) 業務等内容

鳥栖市公共防犯カメラ設置業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 履行予定期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

(5) 提案上限額

29,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※防犯カメラ及び付属設備の調達・設置、表示板の設置、管理システムの構築、インターネット通信環境の整備等に要する費用とする。通信費及び電源設備工事は本業務に含まない。

※上記以外に各種申請手続きに要する費用など本市に負担が生じる経費があれば提出書類に追記すること。

なお、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

2. 担当部署（提出・問合せ先）

〒841-8511

鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市 総務部 総務課（担当：庶務係 斉藤、轟木）

電話番号 0942-85-3506

FAX番号 0942-82-1994

メールアドレス soumu@city.tosu.lg.jp

3. 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 鳥栖市に委託業務等において、鳥栖市競争入札有資格者名簿に登載されている業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込書提出時において、鳥栖市競争入札参加資格者停止等の措置要領による指名

停止措置を受けていないこと。

- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員であるものでないこと。
- (7) 防犯カメラ設置に関する国又は地方公共団体発注の同種業務の契約実績があること。

4. 参加申込書の作成及び提出等

(1) 提出書類・必要部数

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第2号）
- ② 提案書（様式第3号）※押印不要
- ③ 会社概要（任意様式）
- ④ 業務実績調書（様式第4号）
- ⑤ 実施体制調書（様式第5号）
- ⑥ 見積書（任意様式）

（①は原本1部、②～⑥は原本1部、副本6部を提出すること。）

※副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。

※提案書及び提案書の添付書類（以下「提案書類」という。）の用紙サイズはA4判とし、仕様書及び審査項目に基づき、文章及び図形等により専門的知識を要しないわかりやすい表現で簡潔かつ明瞭に記載すること。

※見積書は、本業務に係る初期費用（イニシャルコスト）と次年度以降に必要となるシステム利用料や通信費などの維持費用（ランニングコスト）を記載すること。

※提出書類の修正、変更及び返却の申出は受け付けない。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年6月17日（水）17時まで（必着）
- ② 提出場所：「2. 担当部署（提出・問合せ先）」に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送
郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、電子メールにて質問書（任意様式）を期限までに提出すること。

- ① 提出期限：令和8年6月10日（水）17時まで
- ② 提出先：「2. 担当部署（提出・問合せ先）」に同じ
- ③ 回答方法：提出された質問に対する回答は、令和8年6月12日（金）を目途に本市ホームページに掲載する。

5. 審査方法

審査は、鳥栖市公共防犯カメラ設置業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容を評価し、最も優れている提案を特定する。

なお、参加者が1者の場合においても、提案内容が優れていると認める場合は有効とする。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

提出された提案書類を下記「6. 審査項目及び配点」で示す審査基準に基づいてプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）による審査を行い、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和8年6月24日（水）（令和8年6月29日（月）【予備日】）

プレゼン等は30分（説明20分・質疑10分）以内とする。

日程、時間等の詳細は、プレゼン等の参加者すべてに別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼン等を実施した提案者全員に審査結果通知書（様式第6号又は第7号）により通知する。

(3) 留意事項

説明者は3人までとし説明資料の追加は認めない。パワーポイント等を使って提案する場合も提案書に記載が無い内容は掲載しないこと。

なお、パワーポイント等を使って提案する場合は、電源、延長コード、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル以外は、提案者が用意すること。使用する場合は事前に連絡すること。

6. 審査項目及び配点

本プロポーザルは主に以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査の視点	配点
業務実績	同種の業務実績を有しているか。	5
実施体制	業務を円滑に遂行するための人員や体制が整っているか。 専門的な知識・経験を有する者が配置されているか。	5
防犯カメラ	仕様書における機器の機能要件を備えているか。	10
通信機器及び通信回線	市庁舎において防犯カメラの画像データを安定して取得できる通信環境が整っているか。	10
画像記録装置	仕様書における機器の機能、保存方法及び期間の要件を備えているか。	10
管理システム	管理システムの視認性、操作性が優れているか。 カメラの稼働状況を確認できる機能を備えているか。	10
維持管理	機器メンテナンス、システム運営及び通信など維持管理が容易で経済的であるか。	10

異常時の対応	機器の不具合や通信回線の障害等に対応できる仕組みや体制が整っているか。	10
セキュリティ対策	不正アクセス、漏洩などに対して、適切なセキュリティ対策が取られているか。	10
独自提案	付加機能、独自のセールスポイント、その他業務の特性を考慮した工夫がとられているか。	10
見積価格	見積価格が提案上限額の範囲内であり、かつ企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。	10
合計		100

7. 日程

項 目	内 容
公募開始	令和8年6月 1日 (月)
質問受付締切	令和8年6月10日 (水) 17時まで
質問回答期限	令和8年6月12日 (金)
参加申込書及び提案書等受付締切	令和8年6月17日 (水) 17時まで
審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年6月24日 (水) 令和8年6月29日 (月)【予備日】
審査結果通知	令和8年6月下旬【予定】
契約締結	令和8年7月以降
業務開始	令和8年7月以降

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書類の提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼン等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過したもの

9. 審査結果の公表

次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 主管課名及び履行期間
- (3) 優先交渉権者の名称及び点数

- (4) 次点交渉権者の有無及び名称
- (5) 委員会の構成人数

10. 契約

- (1) 優先交渉権者特定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続を行うものとする。なお、その際には、優先交渉権者に特定された者は改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 本業務契約が、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条に基づく予定価格2千万円以上の機器購入となる場合は、議会の議決を要するため、優先交渉権者特定後に仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提案書類の提出期限以降における提案書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をした場合は、その提案書類を無効とするとともに、競争入札参加資格者指名停止等の措置を行うことがある。
- (3) 提出された提案書類は返却しない。また、提出者に無断で提出書類を使用しない。
- (4) 提案書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、鳥栖市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 鳥栖市情報公開条例（平成12年条例第40号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は部分公開・非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。